

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第407号）

〔 一般社団法人関係文書部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月25日）

第一 審査会の結論

大阪府警察本部長が行った部分公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年12月28日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

一般社団法人〇〇に係る文書のうち

- ・ 定時総会の出席者名簿及び資料のうち役員改選（変更）案
- ・ 理事会決議目的事項の提案に係る文書のうち令和2年度（役員・監事）一覧

- 2 令和4年1月17日付けで、実施機関は、本件請求に対応する行政文書を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）一部を公開することと決定した行政文書の名称

- ・ 令和元年度理事会・定時総会の開催について（ご案内）
- ・ 令和元年度理事会・定時総会資料
- ・ 令和3年度理事会・定時総会の開催について（ご案内）
- ・ 令和3年度理事会・定時総会資料
- ・ 理事会決議目的事項のご提案について

（2）公開しないことと決定した部分

個人の氏名、肖像、印影、及び辞任の詳細な内容がわかる部分

（3）公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、個人の氏名等が記録されており、これは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- 4 同年4月19日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

顧問「〇〇」の辞任の詳細な内容が分かる部分のうち、「〇〇」の部分の公開を求める。

2 審査請求の理由

同人が、〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇歳にて永眠したことは、同人が顧問を務めていた株式会社〇〇のウェブサイトや新聞記事等で広く公表されていることからすると、同人の辞任理由が「〇〇」であることは一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であるとはいえない。

以上のことからすると、「〇〇」は大阪府情報公開条例第9条第1号に該当しない。

第四 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

2 弁明の理由

当該部分には、個人の氏名、肖像、印影及び辞任の詳細な内容がわかる部分が記録されており、これらは個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第9条第1号に該当する情報であるといえる。

審査請求人は、「顧問『〇〇』の辞任の詳細な内容が分かる部分のうち、『〇〇』の部分の公開を求める。同人が、〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇歳にて永眠したことは、同人が顧問を務めていた株式会社〇〇のウェブサイトや新聞記事等で広く公表されていることからすると、同人の辞任理由が『〇〇』であることは一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であるとはいえない。以上のことからすると、『〇〇』は条例第9条第1号に該当しない。」と主張するが、辞任の詳細な内容がわかる部分が条例第9条第1号に該当する情報であることは前記のとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

3 実施機関説明における主張

本件請求は、一般社団法人の顧問の辞任理由について公開を求めるものであるが、審査請求人が主張するように、〇〇氏が亡くなったことについて、所属企業が広報として公表していたとしても、実施機関が辞任理由の詳細を公開するかどうかの判断に影響することはないため、本件決定は妥当である。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府

民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 審査請求人は、法人の顧問であった人物が死亡したことについては、同人が顧問を務めていた企業ホームページや新聞記事等で広く公表されているため、辞任理由は明らかであり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められず、公開すべきと主張する。

一方、実施機関は、法人顧問の辞任理由欄（以下「本件係争情報」という。）には、詳細な辞任理由が記載されており、個人のプライバシーに関する情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報であるから、条例第9条第1号に該当すると主張する。

については、本件係争情報における条例第9条第1号の該当性について、以下検討する。

(2) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって（以下「要件1」という。）、
- ・特定の個人が識別され得るもののうち（以下「要件2」という。）、
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報等（以下「要件3」という。）

が記録されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

(3) 条例第9条第1号該当性について

本件係争情報は、〇〇氏の辞任に至る個人的な事情が具体的に記載されており、これは、個人のプライバシーに関わる内容として、要件1及び要件2に該当する。

また、辞任理由は、個人の私生活上の事情に関わるものであることから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件3に該当する。

この点、審査請求人は、〇〇氏が死亡したことは、同氏が顧問を務めていた企業のウェブサイト等で公表されているため、要件3に該当しないと主張する。

当審査会にて、審査請求人が審査請求書に添付した資料を確認したところ、当該資料は、〇〇氏が名誉顧問や頭取を務めていた企業のウェブサイトであり、その内容は、当該企業の元頭取である〇〇氏の逝去に伴うお別れの会の実施に関するもので、同氏が令和〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことが公表されている。

法人の令和元年度理事会・定時総会は同年5月30日に開催されていることから、審査請求人の主張は一定理解できるところである。

しかし、〇〇氏が顧問を務めていた企業のウェブサイトで、同氏の死亡に関する情報が公表されたからといって、その情報が直ちに法人顧問の辞任理由となるとはいえず、要件3に該当しないという審査請求人の主張は認められない。

したがって、本件係争情報は、条例第9条第1号に該当する。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子